

## 露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領

平成24年7月11日 制定

令和4年6月8日 改正

倉敷市農業委員会

### 第1条 【趣旨】

近年、露天資材置場・駐車場などの露天施設を目的とした農地転用について、転用後、短期間のうちに他の用途に変更される事案が見受けられる。

転用許可が、真に必要と認められるものについてのみ許可するという原則の基に、このたび露天施設を目的とした農地転用許可申請についての取扱要領を定めて、厳正な農地転用許可制度の運用を行い、優良農地の確保を図るものである。

### 第2条 【対象】

この要領で取扱う農地転用は、市街化区域を除く区域内において開発許可等不要の露天施設への転用（農業目的を除く。）を対象とする。

### 第3条 【手続き】

露天施設を目的とした農地転用許可申請の手続きについては次のとおり取扱う。

- 1 農地を借用して露天施設に転用する場合（農地の所有者が自ら転用して露天施設として貸す場合を含む。）、原則として3年以内の一時転用許可の取扱いとし、原形復旧を要するものとする。
- 2 前記1にかかわらず、恒久転用が可能な場合であって、農地を借用して3年を超えて長期間使用する場合、例外として3年の一時転用期間終了直前に恒久転用の許可を得て継続使用することができる。この場合「第6条」に定める要件によるものとする。
- 3 長期間の使用が確実と認められる農地転用の場合、これまでと同様に恒久転用の取扱いとする。

恒久転用を行う場合、申請に関わる土地から事業地又は居住地との距離が300m以内に位置しなければならない。

ただし、収用対象事業により移転しなければならない場合及び第3種農地については、この限りでない。

#### [長期間の使用が確実に認められる転用の例]

- (1) 開発許可、墓地埋葬法の許可、産業廃棄物処理施設設置許可など他法令の許可等が必要な施設設置のための転用（倉敷市埋立行為の規制に関する条例等を除く。）
- (2) 露天施設であっても病院・店舗などの事業者がその施設に附属して、全面舗装し駐車場設備を設置するなど長期使用目的のための施設を確実に設置することが見込まれる転用。
- (3) 自己所有地の自己使用目的の転用（一時転用を除く。）
- (4) 農業用施設の設置のための転用。
- (5) 申請地に接する集落に居住（事業実施）する者（集落が多い場合は、申請地から 300m 以内）が業務上利用する転用。ただし、集落に接続されて転用される場合に限る。

#### 第4条 【一時転用期間】

一時転用期間は3年未満とし、農用地・甲種農地・第1種農地以外の場合は5年まで延長することができるものとし、それを超える延長は認めない。一時転用期間を延長する場合は期間が終了するまでに使用状況報告書（様式第5号）を添付した転用事業変更承認申請書による変更承認を受けてから延長して使用することができるものとする。

#### 第5条 【一時転用の施工基準】

一時転用の原形復旧を確実にするために、次に定める施工基準に沿った一時転用計画を申請時に添付するものとする。また、事業者と所有者両者の自署連名による原形復旧誓約書（様式第6号）を申請書に添付するものとする。

#### [原形復旧のための一時転用の施工基準]

- (1) 耕作に必要な表土は一時転用計画地内に安全に保管し、底地にビニールシートなどを敷いて底地と埋立土を分離し、容易に原形復旧できるようにすること。
- (2) 周辺が農地の場合の土盛りの高さは1m未満とし、周囲は30度以下の勾配で土固めをして境界から50cm以上の底地の空き地を確保すること。
- (3) 埋立土は汚泥、瓦礫、コンクリート片、アスファルト、木片、鉄筋などが混入していない良質なものを使用し、表面には安易に砂利などを敷かず、コンパネや鉄板を使用して埋立土の再利用が可能な施工とすること。

- (4) 周辺農地や農業施設、周辺住民に被害を及ぼさないように雨水排水や防塵対策などの被害防除計画を策定し、それに沿って施工すること。

#### 第6条 【一時転用の例外措置】

恒久転用が可能な場合（原則として、甲種農地・第1種農地は不可）において、農地を借用して3年を超えて長期間使用する計画で、一時転用期間終了直前に恒久転用の許可を得て継続使用の場合は、原形復旧誓約書のかわりに3年間目的どおりに使用し、3年経過前に農地転用手続き（農用地の場合は除外手続き後に転用手続き）を完了させて引き続き長期間使用する旨の3年間使用誓約書（様式第7号）を農地転用許可申請書に添付するものとする。

この場合、第5条の原形復旧のための一時転用の施工基準のうち「(1)」及び「(2)」を適用しないことができる。

#### 第7条 【報告と違反処分】

一時転用許可後、工事完了までは3か月ごとに進捗状況報告書（様式第2-1号、第6条による場合は様式第5号）の提出を要し、工事完了報告後は6か月後及び1年後、以後1年経過するごとに使用状況報告書（様式第2-1号、第6条による場合は様式第5号）の提出を要する。

また、第6条の場合を除き、一時転用期間終了までに原形復旧して報告書（様式第2-1号）の提出を要するものとする。

一時転用期間を経過しても原形復旧しない場合は、農地法の規定による処分を行う。また、報告のないもの又は3か月たっても工事に着手しないもの、若しくは目的どおり使用していないものも、一時転用許可の取消しや期間の短縮などの違反処分を行う。

#### 第8条 【使用状況等の把握・管理】

露天施設等の使用状況等を把握するため、次の(1)～(4)ごとにそれぞれ分類して進捗（完了）報告等管理台帳（様式第8号）を整備して使用状況を把握し、必要な指導を行う。

- (1) 完了報告を要する恒久転用
- (2) 原形復旧を要する一時転用
- (3) 農地改良による一時転用等
- (4) 借用による露天施設で3年の一時転用後に恒久転用予定のもの

附 則

この要領は、平成24年7月11日から施行し、平成24年10月26日以降の転用許可申請分から適用し、平成24年5月31日までに農用地除外申請を行い、農用地から除外された農地について、平成25年3月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月8日から施行する。